



29 健第 1233 号
平成 29 年 12 月 7 日

松山市保健所長 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

愛媛県H I V感染防止のための予防薬の配置要領の一部改正について（通知）
このことについて、下記のとおり配置要領を一部改正しましたので通知します。
なお、エイズ診療拠点病院及び一般社団法人愛媛県医師会には、別途通知していることを申し添えます。

記

（改正の概要）

対象を医療事故により汚染のあった医療機関から、医療従事者を有する施設又は事業所に変更。

愛媛県保健福祉部健康衛生局
健康増進課感染症対策係
技師 岡本
TEL 089-912-2402
FAX 089-912-2399

愛媛県H I V感染防止のための予防薬の配置要領

平成10年 1 月29日 健第1 3 0号
保健福祉部長通知

改 正 平成 13 年 2 月 1 日 健第 212 号保健福祉部長通知
平成 17 年 2 月28日 16 健第 1397 号保健福祉部長通知
平成 18 年 8 月21日 18 健第 683 号保健福祉部長通知
平成 22 年 1 月 5 日 21 健第 1237 号保健福祉部長通知
平成 22 年 4 月 1 日 22 健第 328 号保健福祉部長通知
平成 27 年 5 月19日 27 健第 398 号保健福祉部長通知
平成 29 年12月 7 日 29 健第 1233 号保健福祉部長通知

1 目的

「抗H I V治療ガイドライン（2015 年 3 月）」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業 H I V感染症及びその合併症の課題を克服する研究班 作成）に従い、抗H I V薬をエイズ診療拠点病院に配置することにより、医療事故による医療従事者のH I V感染防止を図る。

2 抗H I V薬配置病院

次のエイズ診療拠点病院に配置する。

医療圏	エイズ診療拠点病院
宇摩	公立学校共済組合三島医療センター
新居浜・西条	県立新居浜病院
今治	県立今治病院
松山	県立中央病院・松山赤十字病院
八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院
宇和島	市立宇和島病院・県立南宇和病院

3 配置抗H I V薬

次の医薬品を配置する。

薬 品 名	数 量
ツルバダ配合錠	30 錠
アイセントレス錠 400mg	60 錠

4 抗H I V薬の交付手続き

- （１）医療事故により汚染のあった医療従事者を有する施設又は事業所は、被汚染者が専門医を受診するまでの必要量（３日分を目途とする）を別紙 1

「抗H I V薬交付依頼書」に必要事項を記載し、上記 2 に定める抗H I V薬配置病院に提出する。

- (2) 抗H I V薬配置病院長又は6の(1)で委任を受けたH I V担当医等は、「抗H I V薬交付依頼書」の提出があった場合、当該依頼書の内容について審査した上適当と認めたときは、直ちに依頼に基づく抗H I V薬を交付するとともに、必要に応じて抗H I V薬服用方法と注意事項をアドバイスする。

5 抗H I V薬の廃棄手続き

- (1) 抗H I V薬の使用期限が満了したときは、愛媛県は速やかに不用決定を行い、抗H I V薬の保管管理者に廃棄処分を依頼する。
- (2) 廃棄処分の依頼を受けた抗H I V薬の保管管理者は、速やかに廃棄処分を行い、別紙2「抗H I V薬廃棄報告書」により、廃棄した旨を愛媛県に報告する。

6 抗H I V薬の保管管理等

- (1) 抗H I V薬の保管管理者は病院長とする。ただし、病院長は当該保管管理をH I V担当医等適当と認めた者に委託することができる。
- (2) 抗H I V薬の保管管理者は、抗H I V薬をその性状にあった方法で保管し、予防薬を受領、交付又は廃棄したときは、別紙3「抗H I V薬保管管理状況報告書」により愛媛県に報告する。
- (3) 抗H I V薬の保管管理者は、抗H I V薬の受入れ又は払出しをしたときは、別紙4「抗H I V薬受払い簿」に記録し、毎年4月20日までに、その写しを愛媛県に提出する。
- (4) 愛媛県は、3に定める抗H I V薬の在庫薬や有効期限等を考慮して、抗H I V薬配置病院に適正に配置するとともに、愛媛県会計規則別表第4で定める消耗品受払簿（様式第132号）により管理する。

附 則

この要領は、平成10年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際現に改正前の要領の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後の要領の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

- 3 この要領施行の際現にある改正前の要領の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 22 年 1 月 5 日から施行し、3 の表中の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に配置されているビラセプト錠の保管、交付及び廃棄等取扱いについては、改正後の要領を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、3 の表中の改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に配置されているレトロビルカプセルの廃棄手続き等については、改正後の要領を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

ただし、3 の表中の改正規定は、アイセントレス錠は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に配置されているエピビル錠、カレトラ錠及びビリアード錠の保管、交付及び廃棄等取扱いについては、改正後の要領を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

別紙 1

抗H I V薬交付依頼書

本施設又は事業所で、医療事故によりH I V感染の恐れがある者が発生し、
予防服用について医療事故当該者の同意があったので、次のH I V薬の交付を
依頼する。

交付希望薬剤名：

数量：

平成 年 月 日

抗H I V薬配置病院長 様

抗H I V薬交付依頼施設又は事業所

所在地 _____
名称 _____
担当者 _____
連絡先（電話番号） _____

別紙 2

抗H I V薬廃棄報告書

愛媛県保健福祉部健康増進課長 様

抗H I V薬配置病院名

院長名

印

本院で保管管理していた下記抗H I V薬については、使用期限が満了になり
廃棄したので、愛媛県H I V感染防止のための予防薬の配置要領に基づき報告
する。

廃棄薬剤名 _____

数 量 _____

抗H I V薬保管状況報告書

愛媛県保健福祉部健康増進課長 様

抗H I V薬配置病院名

院長名

在庫報告

(年 月 日現在)

薬剤名 区 分			
前回報告在庫数			
廃 棄 数			
医療事故による交付数			
今 回 受 領 数			
現 在 庫 数			
使 用 期 限			

担当者名 _____

電話番号 _____

抗H I V薬受払い簿

医療機関名：

【薬剤名】

保管 管理者印	年月日	受 数	入 量	払 数	出 量	在庫量	摘 要

- 注 1 保管管理者印欄は、帳簿により物品の受入れ又は払出しの通知を受けた保管管理者が押印すること。
- 2 摘要欄は、受入れまたは払出しの理由および相手方を記入すること。
- 3 年度末在庫量は、翌年度の帳簿に転記すること。
- 4 薬剤の種類ごとに別葉とすること。